

広労発基 1201 第1号
令和 4年 12月 1日

関係各位

広島労働局長
(公印省略)

死亡災害多発警報の発令について(要請)

平素より労働基準行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年、広島労働局管内においては、3月を除き毎月死亡災害が発生しており、1月から11月末日時点で24人(速報値*)の尊い生命が失われ、過去最少であった昨年(死亡11人)から一転、大幅に増加しております。(別添「リーフレット」参照)

災害発生状況からは、安全な作業計画、作業設備の不備や安全教育の不徹底など基本的な安全措置がとられていなかったことが一因と推定されます。

かかる事態を受け、広島労働局では「死亡災害多発警報」(別紙)を発令し、県内の事業者、労働者及び関係者に対し取組をお願いすることといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解の上、貴団体会員に対して本警報の周知及び災害発生防止に向けたパトロールの実施等対応を図っていただきますようお願いいたします。

なお、年末年始にかけて、既に労働災害防止運動等の実施が予定されている場合は、当該運動に加えてご対応願います。

* 速報のため、今後変更することがあります。

【参考】死亡災害多発警報、死亡災害発生状況等はこちらをご覧ください。

URL

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/oshirase/anzen_eisei_00009.html



令和4年12月1日
広島労働局

死亡災害多発警報

1 趣旨

広島労働局管内においては、本年、11月末日時点で24人（速報値）の尊い生命が失われ、過去最少であった昨年（死亡11人）から一転、大幅に増加している。

これらの災害発生状況からは、安全な作業計画、作業設備の不備や安全教育の不徹底など、基本的な安全措置がとられていなかったことが一因と推定される。

かかる事態を受け、広島労働局では「死亡災害多発警報」を発令し、県内の事業者、労働者及び関係者に対し基本的な安全措置の徹底を求めるとしてする。

2 発令期間

令和4年12月1日から令和5年1月15日までとする。

3 事業場において特に徹底していただきたいこと

① 移動式クレーン、重機による転倒災害

アウトリガーは最大張出とし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で使用するとともに、路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置し、運転者にはシートベルトを使用させること。

② 高所からの墜落・転落災害（踏み抜き）

スレート、塩化ビニール等の踏み抜きのある材料で構成された屋根、天井等での作業では、幅30cm以上の歩み板、安全ネット等の踏み抜き防止措置を講じること。

③ 機械によるはさまれ、巻き込まれ災害

作業服、作業帽の衣服等が巻き込まれる危険のある機械の回転部分には、覆い、囲い等を設けること。

④ 安全教育の徹底

労働者に対して、雇入れ時や作業内容変更時等に、安全衛生教育を確実に実施すること。

⑤ 交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間に配慮した走行管理を行うこと。また、降車時には、逸走防止措置の4点セット（パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め）を確実に行って車を離れること。